

令和3年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和3年2月17日（水）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和3年2月17日（水）午後5時40分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 第18号議案 三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 第 5 第19号議案 三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について
- 第 6 第20号議案 第3期三木市教育振興基本計画の策定について
- 第 7 第21号議案 令和3年度三木市教育の基本方針について
- 第 8 報 告 事 項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第 9 報 告 事 項 各課（室）の所管事項について
- 第10 そ の 他
- 第11 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美
委 員	大 北 由 美
委 員	實 井 政 治
委 員	中 嶋 直 裕

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	石田英之
教育振興部長	横田浩一
教育総務課長	五百蔵一也
教育施設課長	長池陽作
生涯学習課長	河端康
図書館長	伊藤真紀
文化・スポーツ課長	金井善純
学校教育課長	坂田直裕
学校教育課副課長	山口正明
教育センター所長	橋本泰一
教育センター所長補佐	牛尾淳子
学校再編室長	鍋島健一
教育・保育課長	辻田政顕
人権推進課係長	竹尾嘉一
教育総務課係長	丸岡まや
教育総務課主事	大野剛史

7 傍聴者 1人

開 会

教育長が、令和3年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と中嶋委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和3年1月定例会（20日開催）の会議録について委員

に諮り、「第3期三木市教育振興基本計画の策定について」に対する発言内容について修正を求める発言があった。このことについて教育長が委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第18号議案「三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について」及び19号議案「三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について」は、市議会の議決案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第6 第20号議案 第3期三木市教育振興基本計画の策定について ○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

第3期三木市教育振興基本計画の策定について、教育基本法第17条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、次のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

第3期三木市教育振興基本計画（案）について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。昨年12月の定例会の後、12月25日から1月29日までパブリックコメントを実施した。その結果、1名から6項目について意見をいただいた。

意見の内容は、1点目に教員の業務軽減について、2点目に教員の体験研修について、3点目に生徒の社会体験について、4点目に「英語立市三木」の推進について、5点目に将来の生計教育について、6点目に各施設の活用についてである。事務局で検討した結果、意見は、計画案において示している方針と大きく方向性が異なるものではなく、施策を確実に実施することにより実現が可能であると考え、パブリックコメントを受けての計画案の変更は行わない考えである。

パブリックコメントに対する意見を受け、2月10日に第4回三木市教育振興基本計画検討委員会を開催し、委員に報告を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、書面による開催とした。その結果、市の考え方について、検討委員からの意見は特になかった。

なお、三木市市民意見公募手続条例により、パブリックコメントに係る意見の概要と市の考え方について公表することになっているため、今後ホームページ等で公開する予定である。

次に、計画本文について、冒頭の「はじめに」並びに巻末に「資料編」を加えた。「資料編」には、計画の体系、検討委員会設置要綱及び検討委員会委員名簿、計画の策定経過、用語解説、関係法令を掲載した。

(西本教育長) 前回の定例会以降、内容を変更した箇所は無いか。

(五百蔵教育総務課長) 変更箇所は無い。

(西本教育長) それでは、「はじめに」並びに資料編の追加及びパブリックコメントに対する教育委員会の考え方について、ご審議いただきたい。

(中嶋委員) 三木市教育大綱の対象期間が令和2年度から令和6年度までに対し、三木市教育振興基本計画は令和3年度から令和7年度までである。三木市教育振興基本計画の対象期間を令和6年度までとして、三木市教育大綱と三木市教育振興基本計画の計画期間を合わせることはできないか。

(五百蔵教育総務課長) 第3期三木市教育振興基本計画策定に当たり、第2期教育大綱の基本理念及び基本方針を踏まえるとともに、第2期三木市教育振興基本計画の検証を行っている。また、大きな方針を示す教育大綱に対し、教育振興基本計画は施策や指標など詳細な内容に及ぶものである。そのため、教育大綱と教育振興基本計画の対象期間を合わせ、同時進行で策定を進めることは難しいと考える。

(西本教育長) 教育大綱と教育振興基本計画の対象期間を合わせたいと考えていたが、策定スケジュールの調整が難しいところはある。例えば、令和6年度で第2期三木市教育大綱が終了するのであれば、第4期三木市教育振興基本計画についても前倒しで令和6年度から検討し、計画の期間を合わせる工夫が必要と考えるため、今後の課題とさせていただきたい。

今回の第3期三木市教育振興基本計画については、令和3年度か

ら令和7年度までの5年間の計画期間ということでご理解いただきたい。また、第3期三木市教育振興基本計画については、第2期計画の検証が必要であることから、計画の期間を合わせる方がよいかどうかという議論も必要であると考えます。

(大北委員) パブリックコメントに対し、市民からご意見をいただいたことについて感謝したい。いただいたご意見と教育委員会の考え方の方向性がほぼ同じであり、私たち教育委員と市民の考え方に大きなずれがないと感じた。

今回追記された「はじめに」について、4分の3ほどが過去の取組を振り返った内容である。振り返りについては検証の項に詳細に記載されており、内容が重複している。今後5年間に推進する教育についての理念を記載するべきと考えます。教育委員会の熱意が伝わる内容になるよう、再検討を望む。

(西本教育長) 計画策定に当たり、第1章から詳細に検証しているため、改めて「はじめに」を付ける必要はあるのか。

(五百蔵教育総務課長) 他市の例が適しているかは別として、他市の教育振興基本計画では「はじめに」を付けているところが少ない。おそらく、多くの自治体で「計画の策定に当たって」という項を設けており、内容が重複するためと考えます。

「はじめに」が必要かどうかについては、委員会で協議いただく機会がなかったため、事務局の案として入れさせていただいた。

(大北委員) 第2期三木市教育振興基本計画では「はじめに」が入っており、そこで三木市教育大綱など施策の流れについての説明をしている。「はじめに」を省くことも含めて事務局で協議したことと思うが、書かれるのであれば、三木市のめざす今後5年間の教育について述べ、詳細は、本編で記載することが望ましいと考えます。

(石井委員) 「はじめに」は決意表明のようなものであると、私は捉えた。そうすると、最後の段落の文末が「推進してまいります。」という表現になっており、決意を込めてもう少し強く表現しても良いと考えます。

今から内容を大きく変えることは難しいかもしれないが、今後5年間の取組の中で、小中一貫教育について触れることは可能か。今後のめざす姿の中で大きな割合を占めると考えるが、この点については触れられていない。

ただ、「はじめに」の意義が決意表明でないのであれば、ここに記す内容も変わってくる。

(西本教育長) 「はじめに」を入れることを前提とし、学校再編や小中一貫教育、GIGAスクールといった柱となる施策に言及するなど、スケジュールの都合上、事務局に一任させていただきたい。

(委員一同) 異議なし。

(鍋島学校再編室長) 64ページ中の「学校再編の推進」についてであるが、パブリックコメント期間中の令和3年1月20日付けで、2回目の一部改定を行った。現在の計画案では1回目のみ反映し、「令和2年2月18日一部改定」となっているため、2回目の改定日を加えた方が良く考える。

(西本教育長) 東吉川小学校についての改定である。「令和2年2月18日・令和3年1月20日一部改定」が正しいため、記載を改めさせていただく。

(五百蔵教育総務課長) 今後の予定として、2月19日の総務文教常任委員会において、計画決定の報告を行う。次に、2月24日に記者発表を行い、本計画及びパブリックコメントの意見に対する三木市教育委員会の考え方を公表する。その後、4月1日に計画を施行する予定である。

教育長が、第20号議案について採決を行い、原案に一部修正の上、可決された。

日程第7 第21号議案 令和3年度三木市教育の基本方針について

○坂田学校教育課長が次のように説明した。

令和3年度三木市教育の基本方針について、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第25条第2項第1号及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

前回定例会においていただいたご意見を反映させ、令和3年度三木市教育の基本方針の編集概要として別紙にまとめた。

(山口学校教育課副課長) 新規の事業には「新」の記載をし、下線を引いた。併せて重点項目については、「重点」のマークを入れ、色付け網掛けをした。重点かつ新規の項目は、色付けされ下線が引かれている。昨年度のアンケートで、重点や新規を分かりやすく標記するよう求める意見があり、それを受けたものである。

前回からの変更点について、1点目に、4ページ中「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」において、「感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別についての指導」を「偏見や差別の防止に向けた指導」とした。

2点目に、8ページの「生徒指導の充実」において、「ネット依存やネットトラブル等から子どもを守る『ネット見守り隊』事業を実施する。」を書き加えた。

3点目に、10ページにある「体験的学習活動の充実」の中で、「ボランティア活動」を削除し、県の事業である「環境体験学習」を新たに加えた。また、前回大北委員にご意見をいただいた車椅子体験の項目については、別の項目に集約した。

4点目に、15ページ中「地域とともにある学校園づくり」の推進において、「人の目の垣根隊」の活動の充実を加えた。

5点目に、15ページ中「家庭の教育力の向上」について、6つ目の「基本的生活習慣の定着を図り～」という項目を加えた。

その他、新規取組の印について見直した。従来から取り組んでいたが項目として取り上げていなかったものについては新規取組の印を外し、今回新しく取り組む項目についてのみ印を付けた。

(坂田学校教育課長) 加えて、1ページに、前回未定であった「豊かな学びで未来を拓く」を記載した。

(石井委員) 3ページの「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」

において、「園庭開放など、交流の機会を提供する」とあるが、これについて新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応との関係を教えて欲しい。

(坂田学校教育課長) 臨時休校・休園になった場合に、園庭などを提供するものである。

(石井委員) 記載された文言だけでは分かりづらい。

新型コロナウイルス感染症とは関連しないが、13ページにおいても園庭開放について述べられている。

また、従来からの取組に付けられた新規の印について見直したとのことだが、在宅児童の保護者に対する家庭支援にある新規取組は、以前からされていたように思うが、いかがか。

(辻田教育・保育課長) 13ページの園庭開放については、ご指摘のとおり従来からの取組であるため、誤記である。

(石井委員) 1点目に、三木市のめざす学力向上について定義している文章が、「学習環境づくりが重要である。」と結ばれている。目的と手段が一緒に書かれており、混乱する。この学力向上を最初に書くのであれば、「活用力や論理的思考力を付けることが三木市のめざす学力である。」で区切り、「そのためには、」と、手立てを別々に書けば明確になる。

2点目に、記載の位置であるが、大変重要な内容であるため、一番上が良いか、「確かな学力の育成」の下が良いか分からないが、今の位置よりも上に記載する方が、強く打ち出せるのではないかと考える。

(大北委員) 「三木市のめざす学力向上」というタイトルが付いており、これは石井委員がおっしゃるように、活用力や論理的思考力の育成を示すものである。その環境づくりをするために、①と②があると捉える。昨年度はこの位置に「確かな学力向上プロジェクト」があり、そのタイトルであれば、この位置がふさわしい。しかし、「三木市のめざす学力向上」という定義付けになると、もっと上の位置に持ってくる必要があると考える。

(坂田学校教育課長) 「三木市のめざす学力向上」となると、ご意見のとおり後の項目まで大きく関わってくるため、記載について検討し、修正する。

(西本教育長) 「確かな学力向上プロジェクト」や7ページの「小中一貫教育推進プロジェクト事業」は、事業名なのか。例えば、「小中一貫教育推進プロジェクト事業」は、「小中一貫教育の推進」でよいのではないか。

(大北委員) 従来からの主要施策として、1つ目に「確かな学力向上プロジェクト」、2つ目に「小中連携三木モデル」、3つ目に「三木市不登校総合対策推進事業」があった。「小中一貫教育推進プロジェクト事業」が枠で囲まれ、強調してあるため、新たな主要施策が加わったと捉えた。

(中嶋委員) 時間的に余裕のない中で進められている感がある。今後は余裕をもって作成していただきたい。

また、1月の定例会において、例年と同じ内容では結果を出せないと考えるため、具体的に示せる方策を示してほしいという話をしたが、反映されていない。

(西本教育長) 前回よりご意見いただいている点であるが、個々具体的に毎年新たな事業を具体的に示すことができるかということ、それは難しいところである。基本方針であるので、その性質も考慮いただきたい。ただ、具体性を出せる点においては、積極的に打ち出していきたい。

(大北委員) 今回新しく挿入された箇所を中心に見たところ、「小中一貫教育推進プロジェクト」について、絵図での説明や、囲みでの補足説明など、分かりやすくなった。しかし、実践的研究については長文で分かりにくいいため、要約が望ましいと考える。

次に不登校総合対策推進事業の説明について、1点目に、長らくこの体裁で記載されているが、一度見直しが必要ではないかと考える。

2点目に、「幼小中連携」とあるが、不登校対策には幼稚園は入っていないため、見直していただきたい。

(西本教育長) 本議案については指摘事項が多く、全体的に大きな変更が必要と考える。スケジュールの都合があるため、今月中に修正版を委員のみなさんにご覧いただき、ご意見をいただく場を設けて、教育長決裁により決定させていただくことでよいか。

(委員一同) 了承。

日程第8 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

社会教育への貢献ということで、公民館等におけるサークル活動の指導者で5年以上の方が表彰対象である。このたびは、緑が丘町公民館において詩吟サークル講師を5年務められている真鍋和子さんを、教育委員会感謝の表彰対象とした。

(石井委員) 5年以上が表彰対象ということであるが、2回目以降の表彰はあるのか。

(河端生涯学習課長) 1回のみである。

日程第9 報告事項 各課の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○長池教育施設課長が次のように報告した。

1番から6番については、先月の報告に引き続き、現在進めている工事委託等である。

7番の三樹小学校大規模改造工事实施設設計業務委託は、校舎が築40年を経過し、雨漏りや外壁が損傷するなど、全体的に老朽化が進んでいることから、外壁改修、屋上防水改修、床改修などの改修

工事を実施するため、設計業務を進めているものである。

8番のみなぎ台小学校スクールバス転回場整備工事は、吉川小学校区の統合に伴い、令和3年4月からスクールバスを運行するため、敷地内で安全にバスへの乗降ができるように、工事を行っているものである。

9番の緑が丘中学校駐車場整備工事についても、志染中学校との統合に伴うものである。スクールバスの駐車場や、志染地区の保護者が車で来られた際に使用する駐車場を整備する。

10番の口吉川小学校エレベーター設置等工事実施設計委託は、令和4年度に肢体不自由の児童が入学する予定であり、令和3年度中にエレベーター等の工事を行うために設計業務を行うものである。

(實井委員) 8番から10番について、特に8番のみなぎ台小学校スクールバス回転場の整備について、年度末近くになってからの発注であり、工期が2月5日から3月末である。3月は菜種梅雨という言葉もあるように雨が多い年もあり、道路工事に適さない。必要であることが事前に分かっている工事であるが、この時期になった理由は何か。また、工期内に完成できるのか。

(長池教育施設課長) 3月末に工事が完了するよう、進行管理を行っていく。工事自体が年度末になっている理由は、工事の予定は決まっていたが、学校や統合準備委員会との調整に時間がかかり、工事を先に進めることができなかつたためである。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館事業として、志染町公民館及び三木南交流センターにおいて「神さま、わたしの鉄道をまもって。～三木の紅龍伝説～」の上映会を行った。

今後の事業について、自由が丘地区人権教育研究会を予定していたが、この度の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に伴い、中止が決定された。他にも4事業が中止された。

公民館以外の事業では、例年2月に開催している三木市連合PTA指定校研究発表会が書面発表となった。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

第2回図書館協議会を1月26日に開催し、図書館の宅配サービス及び郵送サービスについて協議いただいた。障がいや高齢などにより図書館を利用できない方に必要なサービスを検討し、誰もが利用できる図書館をめざすものである。他市では制度があっても利用が少ないサービスもあり、利用が少ない理由を検証する必要があるとの意見が出た。

三木樹交倶楽部から15万円の寄附をいただき、1月27日に寄贈式を行った。美術、歴史関連の図書の購入を予定している。

今後の予定として、おとなのためのわくわく図書館コンサートを2月21日に開催する。新型コロナウイルス感染防止対策として、2部制をとり、1回の定員を半数にして開催する。関西国際大学が主催し、サービスラーニング事業の一環として実施する。

長谷川義史さん絵本ライブを2月27日に青山公民館で開催する。青山図書館開館10周年並びに中央図書館開館5周年を記念し、昨年6月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により2月に延期した。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中ではあるが、感染防止対策を十分に講じた上で開催する。

定例事業については、対面朗読及び「手話で本を読む」を中止するが、その他は新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催する。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

2月4日から7日にかけて、三木市展を開催した。新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、表彰式は開催せず、作品の受付・搬出についても可能な限り分散するよう呼びかけた。終了時刻を正午に繰り上げたが、応募作品数、来場者数ともに、昨年とほぼ同数であった。

今後の予定について、スポーツ賞表彰式を2月20日に行う。例年であれば、来賓として教育委員の皆様にも出席いただいているが、今年度は人数を制限し、被表彰者と被顕彰者のみとさせていただく。

(5) 学校教育課報告事項

○坂田学校教育課長が次のように報告した。

第11回定例校園長会を2月4日に開催した。初めての試みとして、オンライン開催とした。主な内容が報告事項であったため、滞りなく進めることができた。

次に、公立高校の入試について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中であるが、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、予定どおり実施された。

今後の予定として、3月1日に定例の校長会を開催する。現時点では市役所大会議室で開催する予定であるが、オンライン開催も含め、開催方法を検討することとしている。

2点目に、卒業式を資料に記載の日程で行う。例年教育委員の皆様に来賓としてご出席いただいているが、今年度については、教育委員会からの来賓を招かず、規模を縮小し新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催する。

その他として、公立高校入試及び市立小・中・特別支援学校の終業式が記載の日程で行われる予定である。

(西本教育長) 校長会を初めてオンライン開催した。画像が乱れたり、音声が飛んだりすることはなく、比較的スムーズに会議を進めることができた。

(石井委員) 卒業式の開催方法について、コロナ禍の中であるが、昨年度と同様と考えて良いか。

(坂田学校教育課長) 昨年度と状況が大きく変わってはいないため、同様の開催方法での実施を考えている。

(6) 教育センター報告事項

○牛尾教育センター所長補佐が次のように報告した。

教職員を対象としたタブレット端末初期設定説明会を開催した。平田小学校で16人、三木小学校で10人の参加があった。

中学校の保護者を対象としたタブレット端末の使用に関する説明会を開催した。15日には44人の参加があり、本日17日は19人が参加する予定である。

今後、小学校の保護者向け説明会を3月に実施する予定である。

青少年センターのネット見守り隊事業について、現時点において問題事案の報告は無い。

(石井委員) タブレット端末の使用に関する説明会に参加した。個別最適化学習により一人一人の子どもの状況を教師が把握できることは、大きなメリットである。それと同時に、把握できることにより、子ども一人一人に対応できる教員とそうでない教員の間で、指導に差が生じてしまうのではないかと感じた。

また、小学生であれば、タブレット端末に初めて触れる子どもも多いであろうから、保護者は不安が大きいと思われる。安全に活用するために、保護者も閲覧したことを教員が確認できる保護者署名のようなものが必要と考える。小学校低学年では、課題に取り組み、提出し、教員の指導を受けるといったことを1台の端末で進めていくには、家庭の協力も必要であると考えている。

保護者も情報を得た上でしっかり考えていく必要があるが、そのためには今回の説明会への参加者数は少ないと感じた。保護者に周知できるよう、何らかの方法を考えていただきたい。

(牛尾教育センター所長補佐) 1点目の、どの辺りまでできているのかの把握について、教員側で確認が可能である。

2点目の、教員によるタブレット端末の活用の仕方について、教員によって違いが出ることは今後問題になってくることが予想される。不慣れな教員もいると思われるため、活用方法を研修などで提示する必要があると考えている。

3点目について、学校のみでなく保護者も一緒に管理していただくということは、教育センターとしてもめざすところである。今後、どのような形で保護者とともにタブレット端末を活用していくかということも、一緒に考えていきたい。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

吉川小学校区統合準備委員会を開催し、校章を決定した。吉川の小・中学生からデザインを募集し、決まったものを吉川高校にグラフィック化していただいた。それを承認いただいたので、校旗等を発注、作成していく。

今後の予定について、吉川3小学校閉校式並びに志染中学校閉校式を開催する。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中であるため、十分な感染防止対策を講じて開催される。

また、志染・緑が丘中学校区並びに吉川小学校区の統合準備委員会を開催する。統合を間近に控え、大きな節目の会議になると考えている。この後、各委員が集まったの会議は予定していないが、統合後もしばらくの間は見守っていただきたいと考えている。吉川小学校区については、東吉川統合準備部会を設け、具体的な統合準備に入る予定である。

(8) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

1点目に、よかわ認定こども園運営事業者選定委員会を2月2日に開催した。応募のあった1法人からのプレゼンテーションを基に、委員からの質問と、それに対する法人からの回答により選定を行った。選定結果については、園の適正な運営がなされていること、また法人の財務状況等についても、特に問題がないという判断をいただき、その1法人を最優秀事業者として決定した。2月15日付けで、当該法人へ決定通知を行った。今後、4月の初旬を目標に協定書を締結する予定である。

今後の予定として、みきっ子未来応援協議会就学前教育・保育部会を3月15日に開催する。内容は、よかわ認定こども園のプロポーザルの結果報告と、幼保一体型計画の全体の状況等についての説明を行う予定である。

次に、子育て支援課が担当するみきっ子未来応援協議会全体会が3月22日に開催される。その中で、就学前教育・保育部会の報告を行う予定である。

終了式・卒園式については、資料に記載の日程で、昨年と同様に規模を縮小して開催をする。

特定教育・保育施設評価委員会を3月末までに開催する予定である。現在、日程調整中である。

(中嶋委員) 学校行事計画に、2月16日の第2回三木市学力向上推進委員会について記載されている。学力向上推進委員会は、三木市教育の大きな柱である学力向上に対し、大きな影響力のある委員会で

あると考えるため、報告願う。

(坂田学校教育課長) オンライン開催し、学校から選出された委員は学校で、学識経験者である神戸大学の岡部委員並びに山下委員には、教育センターに来ていただいた。

内容については、1つ目に、個別最適化学習の課題について、2つ目に、自分で自分の課題を見つけ、解決する自己調整力について意見が出た。現在、詳細をまとめているところであり、後日報告させていただきます。

(石井委員) タブレット端末を利用した授業が間もなく始まるが、現場の教職員も戸惑っていることと見受けられる。先進地を視察する機会があれば、教職員もイメージしやすいと考えるが、いかがか。

(橋本教育センター所長) 先進地視察は有効であると考えているが、実施に当たっては、参加人数等の調整が必要である。タブレット端末を活用した効果的な授業手法等について、効率的に教員に伝えることは大変重要であるため、検討させていただく。

日程第10 その他 なし

日程第11 次回の定例会の開催について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和3年3月17日午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第4 第18号議案 三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

日程第5 第19号議案 三木ホースランドパーク条例の一部を改正する

条例の制定に係る教育委員会の意見について

第18号議案及び第19号議案は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

教育長が、第18号議案並びに第19号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

閉 会

教育長が、令和3年2月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和3年2月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員